

2021年2月25日

<弊社労働者代表選出について>

就業規則の変更や会社と労働者の間で協定を締結する際には、労働者の意見聴取や行政機関への届出等の手続きが必要となります。

その手続きにおきましては、会社の全労働者の中から労働者の過半数の支持を得た、会社の労働者代表を決定しなければなりません。

弊社が今回選出する労働者代表は、下記の労使協定につき、弊社側との締結当事者となり、締結等の手続きにあたっていただくことになります。

1. 労働者派遣法第30条の4第1項に基づき、派遣労働者の待遇を労使協定方式により決定するための協定事項
 - ・派遣労働者の賃金等に関する労使協定（労使協定方式による待遇の決定・実施）
（有効期間：2021年4月1日～2023年3月31日）
 - ・派遣労働者の賃金等に関する労使協定の改定
（有効期間：2021年4月1日～2023年3月31日）
2. 時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）
3. 育児介護休業等の適用除外に関する労使協定
4. 労働基準法第24条第1項 但し書に基づく賃金控除に関する労使協定
5. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項の規定に基づき当社における定年後の継続雇用制度の対象となる高年齢者に関わる基準及び取り扱いに関する労と協定
6. フレックスタイム制に関する労使協定
7. 変形労働時間制（1ヶ月単位変形労働時間制を除く）に関する労使協定
8. 就業規則の作成及び変更の際しての意見聴取
9. その他法令等により定められたもの

つきましては、2021年3月1日より各支店における労働者代表への立候補を受付致します。弊社の労働者代表に立候補される方は、下記「労働者代表立候補に関する注意事項」をご確認の上、info@human.or.jpまでご連絡ください。

尚、立候補がなかった場合は、各事業所の弊社の業務に従事する従業員の中から推挙し、立候補者を決定致します。

受付期間：2021年3月1日 ～ 2021年3月12日 17:30迄

対象支店：全支店(支店毎に立候補者を受け付けます。)

[労働者代表への立候補に関する注意事項]

弊社の重要な業務をご担当いただきますので、以下のすべてに該当されている方に限り、立候補して頂くことができます。

- 労働者代表の任期は、2021年3月17日から2022年3月に新代表者が決定する迄となります。
 - 任期を1年間とするため、2021年3月12日（受付締切日）時点で弊社就業中で、2021年4月1日以降の雇用契約が見込まれる方
 - 業務時間外でも zoom 等の web 打ち合わせや連絡を取ることが可能な方
（弊社へ来社の場合は実費交通費のみ支給）
 - 必要に応じて、本社または所属する支店にお越しいただける方
 - 代表者選出の際、氏名、雇用形態及び職歴の開示に同意いただける方
（選出手続にあたり、プロフィールが必要なため）
 - 守秘義務を厳守いただける方（別途誓約書を締結していただきます）
 - 3名以上の当社就業中の労働者の推薦を得ている方
- ※弊社との雇用関係が終了する場合、終了日の翌日に労働者代表も解任となります。

以上